

令和6年度第4回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木)午前9時30分から午前10時20分

2. 開催場所 府中市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 9人

1番 秋山 剛	2番 坂永年弘	3番 野津田はるみ
4番 田中智文	5番 小森山仁司	7番 木戸安江
8番 末宗龍司	10番 竹内茂樹	11番 小寺 旭

推1番 居神友久	推2番 上岡稔弘	推3番 上門三義
推4番 濱保敬志	推5番 向田定男	推6番 横山寿人
推7番 大野 宏	推8番 平迫 豊	推9番 井上安人
推11番 神田純治	推12番 檜崎 登	

4. 欠席委員 6番 瀬尾 毅 9番 古城竹吉

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第9号 農地法第4条の規定による届出について

報告第10号 農地法第5条の規定による届出について

報告第11号 農地法第18条の規定による届出について

報告第12号 取消し願いの受理について

第5 その他

(1) 8月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和6年度第4回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は6番 瀬尾委員、9番 古城委員です。定数に達しておりますので、令和6年度第4回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、7番 木戸委員、8番 末宗委員を指名します。よろしくをお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第16号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を横山委員お願いします。

【推6番 横山委員】 7月22日に野津田委員、譲受人の3名で現地確認を行いました。譲渡人は高齢で耕作困難となったため、以前より経営規模拡大を考えていた譲受人へ譲渡されるとのことです。特に問題はないと思われま。

【議長】 続いて、番号2及び番号3を向田委員お願いします。

【推5番 向田委員】 7月20日に田中委員、末宗委員の3名で現地確認を行いました。番号2の現地は、県道24号線の元喫茶店の近くです。空き家バンク制度の利用で購入され、農地は引き続き耕作されるとのことです。

続いて、番号3は、昨年11月の農業委員会総会で説明している一部の農地であり、譲受人の自宅に隣接しており、以前から耕作管理もされているとのことで問題ないと思われま。

【議長】 続いて、番号4及び番号5を濱保委員お願いします。

【推4番 濱保委員】 7月19日に木戸委員、各譲渡人4名で現地確認を行いました。当該地は、それぞれの居宅の傍にあるため、以前より交換される約束がなされていたものです。相続登記等も終えたことにより、この度正式に交換するため申請されたものになります。近隣の土地への影響もないと認められ、問題はないと思われま。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めま。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 16 号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 17 号説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。それでは、番号 1 から番号 3 を井上委員をお願いします。

【推 9 番 井上委員】7 月 16 日に現地確認を行いました。番号 1 から番号 3 について、貸付人が高齢で耕作や維持管理が困難となったことから、借受人に耕作をお願いされるということです。借受人も広く営農をされているため問題ないと思われま

【議長】続いて、番号 4 を向田委員をお願いします。

【推 5 番 向田委員】7 月 20 日に現地確認を行いました。現地は以前から耕作されています。この度一時的に更新手続きが遅れただけで今年も耕作をされているため問題ないと思われま

【議長】続いて、番号 5 から番号 8 を濱保委員をお願いします。

【推 4 番 濱保委員】番号 5 及び番号 6 については、先日借受法人の代表者に状況確認を行いました。番号 5 の農地は、元々番号 6 の農地の方が借り受けて耕作されていました。この方が今回の借受法人に加入されたので、法人に利用権設定することになったものです。実質現状どおり維持管理されるので問題ないと思われま

番号 7 及び番号 8 については、利用権設定を受けて耕作される方に状況確認をしました。この農地は以前より借り受けて耕作されていたところで、今回更新されるものになります。問題ないと思われま

【議長】ただ今説明のありました議案について、審議していただきますが農業委員会等に関する法律第 31 条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項については、その審議に参加する事が出来ない。」とあります。番号 5 及び番号 6 は木戸委員に関する事案ですので、議事に参与出来ません。木戸委員は暫時退席をお願いします。

（木戸委員 退席）

【議長】先程の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 17 号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 17 号は提案どおり承認とします。

（木戸委員 入室）

【議長】 議事を再開します。

【議長】 続いて、議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてですが、農地中間管理事業に取り組む案件ですので担当委員の補足説明は省略します。それでは、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 18 号説明）

【議長】 ただ今説明のありました議案について、審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項については、その審議に参加することが出来ない。」とあります。番号 1 から番号 12 は木戸委員に関する事案ですので、議事に参与出来ません。木戸委員は暫時退席をお願いします。

（木戸委員 退席）

【議長】 先程の事務局の説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第 18 号は提案どおり承認することにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 18 号は提案どおり承認とします。

（木戸委員 入室）

【議長】 議事を再開します。

【議長】 続いて、議案第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 19 号説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を向田委員お願いします。

【推 5 番 向田委員】 6 月総会で農用地区域から除外申請があった際に説明した案件です。計画に変更もなく分筆しての必要最小限の転用であり、問題はございません。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第 19 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 19 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第 20 号 非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 20 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を向田委員お願いします。

【推 5 番 向田委員】現地は、自宅から県道 24 号線の下を通っており、通路幅は狭く小さい管理機ぐらいしか通れないところになります。また、山と隣接しており、日当たりが悪く笹なども生えており耕作は難しいと思われま。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 20 号は提案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 20 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、日程第 4 報告事項に入ります。報告第 9 号 農地法第 4 条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第 9 号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第 10 号 農地法第 5 条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第 10 号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。

【議長】 続いて、報告第 11 号 農地法第 18 条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第 11 号報告）

【議長】 ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。

【議長】 続いて、報告第 12 号 取消し願いの受理について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第 12 号報告）

【議長】 ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】 続いて日程第 5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、8 月 26 日（月）午前 9 時 30 分から、会場は上下町民会館 2 階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】 それでは、次回は 8 月 26 日（月）午前 9 時 30 分から、会場は上下町民会館 2 階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和 6 年 7 月 25 日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人